

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 1 太陽電池発電所の設置の工事の事業等の第一種事業及び第二種事業の要件を改める。
(本則関係)
- 2 この政令は、令和九年四月一日から施行する。(附則第一項関係)
- 3 この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。(附則第二項関係)